

第2回 NPO 法人への寄附促進等の 仕組みづくりに関する検討委員会要旨

日時:平成24年9月12日(水)18時30分開会
場所:札幌エルプラザ公共4施設 市民活動サポートセンター1.2会議室

出席者(敬称略)

・委員

水野克也(税理士法人札幌中央会計代表社員 公認会計士・税理士)

◎河野和枝(北星学園大学社会福祉学部福祉計画学科准教授)

高田敏春(札幌商工会議所 常務理事・事務局長)

北村美恵子(NPO 法人北海道 NPO サポートセンター理事)

佐々木香澄(認定 NPO 法人「飛んでけ!車いす」の会理事・事務局長)

・オブザーバー

福田規雄(北海道環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進G主幹)

市村義範(札幌市財政局税政部市民税課長)

・事務局

成澤元宏(札幌市市民まちづくり局市民自治推進室市民活動促進担当課長)

柴田耕司(同 係長)

廣瀬晋三(同 担当)

高橋功(株式会社北海道二十一世総合研究所取締役調査研究部部長)

河原岳郎(株式会社北海道二十一世総合研究所調査研究部主任研究員)

岩谷祐子(株式会社北海道二十一世総合研究所調査研究部研究員)

※◎は委員長

○議事

条例指定制度の在り方について

<主な意見・質問>

① 条例個別指定の在り方、指定の基準について

(河野委員長)

前回の議論を踏み込んで、条例個別指定制度の在り方について議論したい。札幌市のNPOの現状を加味しながら考えていきたいと思うが、委員の中には、実際にNPO法人の現場で活動している方もおられるので、どのようなNPO法人を指定の範囲として考えていけばよいか、ご意見をお伺いしたい。

(佐々木委員)

私たちが認定を取ったときに一番難しかったのが、きちんと資料を作成していくことだった。また、運営要件の「共益的活動が50%未満」がかなり調べられた。

例えば、福祉サービスの場合、その利用者へのサービスが、共益的か公益的かはわかりかねるが、この要件をもう少し広い理解で捉えていくという可能性があるのではないかと。

スタディーツアーを毎年実施しているが、参加者が会員のみであると、共益の活動に全て入れられてしまう。

(河野委員)

前回の議論の中で不特定多数の利益に供するということが大事という意見があったが、NPO法人の活動の傾向などは、例えば福祉サービスを行っている法人などの場合は、どのようになっているか。

(北村委員)

制度化されたサービスである自立支援や介護保険の事業者の事業高が大きいですが、そうした団体は、寄付は少ない。自立支援や介護保険の事業者から相談を受ける場合、制度化された事業だけやるのなら、NPOでやらなくてもいいと伝える。NPO法人でやるのであれば、制度外のサービスも取り組んでもらいたいが、日常的な自立支援や介護保険の事業に振り回されてしまう現実がある。

こうしたサービスが共益的と判断されたら、自立支援・介護保険の事業者は対象外となる。そういう事業者は、制度内のサービスで事業を実施していただくか、寄付も募りながら制度外のサービスも積極的に取り組んでいただくという思いも込めて共益としないなどの判断が必要。

例えば難病支援、アルコールとか薬物、DVの被害者の支援、発達障害・引きこもりなどの分野の団体は、受益者が少ないため寄附を集めることや運営が大変。そういう団体が対象となる制度にしてほしい。また、NPOに融資や助成するNPO法人は、運営にかかる費用の捻出ができていない。こうした団体は、支援先が見えづらいため、民間の助成団体等からの助成を受けづらい。

(水野委員)

NPO法人では、PST要件を一般的に公益要件と呼んでいる。条例個別指定の対象になるべき法人は、事業内容そのものが誰が見ても公益であること、不特定多数の利益に供する団体であるべき。

重要なのは不特定多数のうち不特定の方で、これは少数でもいいと思っている。すなわち、便益を受ける対象がシャットアウトされていないということが重要だと考えている。NPO法人の場合、現行の公益法人よりも広い意味で公益を捉え、市民感覚として公益であると判断できればいいと考えている。

(高田委員)

問題は、公益性を誰が判断するかだと思う。公益性を判断する場合、最低限度の規模要件や、同じ活動領域の中で組織比較を行うなどの議論が必要だと考えている。

(河野委員長)

1回目の委員会で、札幌市の場合は、非常に小規模で、寄付もあまり多く募らずにいるNPO法人が、社会的な存在として認められるような条例個別指定ができるのではという意見が多かった。

(佐々木委員)

北海道にある認定NPO法人は、本州に比べて数が少ないので、認定NPO法人同士が連携して、札幌の寄付文化をもう少し盛り上げていくことが必要だと考えている。

そういう意味で、PST要件で考えると、会員数を持っているだけでもPR力になるし、メディアを通じて発信できることは強みだと考えている。どのように発信力を図るかは難しいが。

(水野委員)

寄付文化の醸成を札幌市として図るのは、自治体の仕事だと考えている。認定NPO法人が増えていけば、認知されるかもしれないが、あまりに増えると認定のNPO法人のありがたみも減ると思う。「認定」となるからには、それなりに厳選されている団体が名乗っているからこそ価値があると思う。

(河野委員長)

NPO法人の公益については、必ずしも行政に替わる活動だけでなく、協働して一緒に取り組む場合もあるし、もう少し広くとらえてもいいかと思うがどうか。

(水野委員)

NPO法人の公益は、全ての事業から、収益事業と共益を引いたものが公益というくらい広く考えてもいいと考えている。共益というのは、便益を受ける対象が特定の会員に限られているということである。

(佐々木委員)

すぐに消えてなくなるような団体ではまずいが、マンパワーが動き、お金がかからないような仕組みで活動している団体もあり、一概にいくら以上というのは難しい。

(水野委員)

事業規模の話で、事業費は少ないがマンパワーの多い団体には、ボランティアについて金額換算する道を残す方法もある。

(北村委員)

ボランティアの金額換算は内容によって変わり難いため、金額換算ではなく、どれだけの人たちが関わったかを判断材料にすべき。また、ボランティア人数の基準を設けるのではなく、どの活動にどのくらいのボランティアが関わったかを注記に記載することにするべき。3000円や100人という数字を半分にするのは、結果として安直。基本的には数字はなくてもいいが、もし数字で測る部分を作るのであれば半分で良い。

② 運営要件について

(河野委員長)

全国的には、認定に係る運営要件をすべて入れていると思うが、それでよいかどうか。複式簿記などがハードルになっているようだが。

(水野委員)

運営要件は、決して高いハードルではないので、満たしていただきたいと思う。複式簿記は、難しく聞こえるかもしれないが、それほど難しいものではない。

(佐々木委員)

自分の法人は、運営要件に関してもほぼ悩まずにとれたので、何が難しいかは実はよくわからない。

③ 指定期間について

(河野委員長)

全国的には5年というのが並んでいるかと思うが、実際はどうか。

(佐々木委員)

2年や3年の短い期間で結果を出していくというのは、なかなか難しい。指定期間は、5年くらいのほうがいいのかと思う。

(北村委員)

じっくりと活動をみていくという意味では、5年がいいのかなと思う。

④ 審査方法その他

(高田委員)

審査会を設置せず、経理処理が適切かどうかを行政が判断する場合、活動実績の評価を途中段階で行うか、申請段階でのプレゼンテーションなどを実施しないと、行政判断では難しい部分があると思う。

(佐々木委員)

活動内容にスポットを当て、数字には拘らないほうがいいのかと思う。札幌市が指定することになるので、第三者機関が選ぶ方式にして、札幌市民が選ぶ札幌市の条例個別指定というような方がふさわしいと思う。

(河野委員長)

今日の議論で判断の基準について少し具体的に見えてきた部分があると思うので、次回に向けて事務局のほうで、たたき台を作っていただきたい。